

松山市長 野 志 克 仁

松山市体育大会出場激励金交付要綱をここに公布する。

記

松山市体育大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、小学生及び中学生の体育・スポーツ技術の向上及び振興発展を図り、全国大会規模の体育大会に出場する者を激励するため、予算の範囲内において、松山市体育大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付する。

2 激励金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(体育大会)

第2条 激励金の交付対象となる体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会及びこれに加盟している種目団体(種目団体を構成する団体を含む。次条において同じ。)が主催する各種目の競技大会（公益財団法人日本中学校体育連盟又は四国中学校体育連盟が主催する各種目の競技大会を除く。）で、次に掲げるものとする。

(1) 全国大会

(2) 国内で開催される世界大会

(3) 天災その他やむを得ない事情により中止された前2号の大会に相当すると市長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金は、市以上の規模の地区予選を勝ち抜いた上で地区代表として体育大会に出場する小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）の選手（地区予選がない体育大会にあっては、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している種目団体の推薦を受けて出場する選手とする。）のうち、次の要件を満たすもの（以下「交付対象者」という。）について交付する。

(1) 当該体育大会の開催要項に出場者として定められた者であって、当該体育大会の主

催者が提出を求める申込書に記載されたものであること。

(2) 市内に住所を有し居住する者であること。

(交付金額)

第4条 激励金の額は、交付対象者1人当たり、次の各号に掲げる体育大会の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 四国地域で開催される体育大会 5,000円

(2) 四国地域以外の地域で開催される体育大会 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、天災、病気その他やむを得ない事情により体育大会に出場できなかった場合の激励金の額は、前項各号の額の範囲内における出場の取消しにより生じる宿泊料金、交通費その他出場のために要する費用とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松山市体育大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該激励金に係る体育大会の開催の日の前日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 当該体育大会の開催要項

(2) 大会主催者に提出した申込書の写し

(3) 交付対象者名簿（様式第2号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請者は、次に掲げる者とする。

(1) 体育大会の出場に係る競技が団体競技の場合はその代表者

(2) 個人競技（ペア競技を含む。以下同じ。）の場合は出場選手の指導者又は保護者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、激励金の交付を決定したときは、松山市体育大会出場激励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(変更申請等)

第7条 前条の規定による激励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ松山市体育大会出場激励金変更交付申請書（

様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者が変更になったとき。
- (2) 交付対象者が大会に出場できなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、交付決定額に変更が生じる事象が発生したとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、松山市体育大会出場激励金変更交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、体育大会終了後1月以内に実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、体育大会終了後1月以内に提出することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(激励金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、激励金の額を確定し、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(激励金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、激励金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から請求書の提出があったときは、速やかに激励金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者又は交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 激励金を交付の目的外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月25日要綱第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に開催される体育大会から適用

する。

付 則（平成28年3月25日要綱第9号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催される体育大会から適用する。

付 則（平成29年3月24日要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に開催される体育大会から適用する。

付 則（平成30年5月10日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月12日要綱第9号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に開催される体育大会から適用する。